

訪問看護、介護予防訪問看護 重要事項説明書

<令和7年 4月 1日現在>

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	合同会社L I F E
代表者名	山下 政馬
所在地・連絡先	(所在地) 宇治市伊勢田町若林57-3 (電話) 0774-48-5005 (FAX) 0774-48-5006

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	訪問看護ステーションL I F E
所在地・連絡先	(所在地) 宇治市伊勢田町若林57-3 (電話) 0774-48-5005 (FAX) 0774-48-5006
事業所番号	2661290318
管理者の氏名	上野 春花

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	職務の内容	常勤換算後の人数
管理者	管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護（介護予防訪問看護）サービスが行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。	常勤1人 (業務に支障のない限り他の職種との兼務を行えるものとする。)
看護職員	看護職員は、主治医の指示による訪問看護（介護予防訪問看護）計画に基づき訪問看護（介護予防訪問看護）サービスにあたる。	常勤換算方法で2.5人以上 (うち1人以上は常勤職員を配置する。)

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	宇治市全域
------------	-------

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・営業時間等

営業日	月～金曜日
営業時間	9:00～18:00

※ 営業しない日： 土曜日・日曜日・祝日、12月29日～1月3日

サービス提供日	月曜日から金曜日までとする
サービス提供時間	9:00～18:00

※ 24時間対応可能

3 サービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容・手順等
1 訪問看護計画の作成	利用者の主治医が交付した訪問看護指示書により、訪問看護（介護予防訪問看護）計画書を作成し、利用者又はその家族への説明を行い、当該計画書に基づき訪問看護（介護予防訪問看護）サービスを実施する。
2 訪問看護の提供	訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの内容は次のとおりとする。 (1) 病状、障害の観察、健康相談（血圧・体温・呼吸・脈拍などの測定、病気の観察と助言、食事指導、環境整備） (2) 日常生活の看護（清拭・洗髪・爪切り等による清潔の保持、入浴介助、食事・排泄介助など） (3) 医師の指示による医療処置（褥瘡などの処置、留置カテーテルなどチューブ類の管理、点滴薬剤及び服薬管理・相談） (4) リハビリテーション（関節の運動、筋力低下予防の運動、呼吸リハビリテーション・日常生活での食事・排泄・移動・歩行・言語などの訓練） (5) 認知症の看護（認知症の介護相談、悪化防止・事故防止の助言） (6) 精神的支援をはじめ総合的な看護 (7) その他（家族や介護者の心配・悩み事の相談、他のサービス制度の紹介、介護用品の利用相談、住宅改善の相談）

4 費用

介護保険の適用がある場合は、利用者様の負担割合（負担割合証に記載）に応じた負担額となります。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

【料 金 表】（地域区分：6級地 10.42円）

サービス提供時間		単位数	サービス 利用料金	ご利用者負担額 (1割の場合)	
訪問看護	看護師の 場合	20分未満	314	3,271円	328円
		20分以上30分未満	471	4,907円	491円
		30分以上1時間未満	823	8,575円	858円
		1時間以上1時間30分未満	1128	11,753円	1,176円
	准看護師の 場合	20分未満	283	2,948円	295円
		20分以上30分未満	424	4,418円	442円
		30分以上1時間未満	741	7,721円	773円
		1時間以上1時間30分未満	1015	10,576円	1,058円
	等の場合 理学療法士	1日に2回までの場合	294	3,063円	307円
		1日に2回を超えて行う場合	265	2,761円	277円
介護予防訪問看護	看護師の 場合	20分未満	303	3,157円	316円
		20分以上30分未満	451	4,699円	470円
		30分以上1時間未満	794	8,273円	828円
		1時間以上1時間30分未満	1090	11,357円	1,136円
	准看護師の 場合	20分未満	273	2,844円	285円
		20分以上30分未満	406	4,230円	423円
		30分以上1時間未満	715	7,450円	745円
		1時間以上1時間30分未満	981	10,222円	1,023円
	等の場合 理学療法士	1日に2回までの場合	284	2,959円	296円
		1日に2回を超えて行う場合	142	1,479円	148円

夜間（午後6時から午後10時）・ 早朝（午前6時から午前8時）の加算	上記の額に1回につき25%加算します。
深夜（午後10時から午前6時）の加算	上記の額に1回につき50%加算します。

・加算項目

	サービス内容	単位数	サービス 利用料金	ご利用者負担額 (1割の場合)
訪問看護	複数名訪問加算（Ⅰ）（30分未満）	254	2,646円/回	265円/回
	複数名訪問加算（Ⅰ）（30分以上）	402	4,188円/回	419円/回
	複数名訪問加算（Ⅱ）（30分未満）	201	2,094円/回	210円/回
	複数名訪問加算（Ⅱ）（30分以上）	317	3,303円/回	331円/回
	長時間訪問看護加算	300	3,126円/月	313円/月
	緊急時訪問看護加算Ⅰ 1	600	6,252円/月	626円/月
	緊急時訪問看護加算Ⅱ 1	574	5,981円/月	599円/月
	訪問看護特別管理加算Ⅰ	500	5,210円/月	521円/月
	訪問看護特別管理加算Ⅱ	250	2,605円/月	261円/月
	訪問看護ターミナルケア加算	2500	26,050円/月	2605円/月
	訪問看護初回加算Ⅰ	350	3,647円/月	365円/月
	訪問看護初回加算Ⅱ	300	3,126円/月	313円/月
	訪問看護退院時共同指導加算	600	6,252円/回	626円/回
	訪問看護介護連携強化加算	250	2,605円/月	261円/月
介護予防訪問看護	複数名訪問加算（Ⅰ）（30分未満）	254	2,646円/月	265円/月
	複数名訪問加算（Ⅰ）（30分以上）	402	4,188円/月	419円/月
	複数名訪問加算（Ⅱ）（30分未満）	201	2,094円/月	210円/月
	複数名訪問加算（Ⅱ）（30分以上）	317	3,303円/月	331円/月
	長時間訪問看護加算	300	3,126円/月	313円/月
	予防緊急時訪問看護加算Ⅰ 1	600	6,252円/月	626円/月
	予防緊急時訪問看護加算Ⅱ 1	574	5,981円/月	599円/月
	予防訪問看護特別管理加算Ⅰ	500	5,210円/月	521円/月
	予防訪問看護特別管理加算Ⅱ	250	2,605円/月	261円/月
	予防訪問看護初回加算Ⅰ	350	3,647円/月	365円/月
	予防訪問看護初回加算Ⅱ	300	3,126円/月	313円/月
	予防訪問看護退院時共同指導加算	600	6,252円/回	626円/回

エンゼルケア	自費 20,000円（税抜き）
--------	-----------------

※ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の訪問看護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

※ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。

■交通費

通常の事業の実施地域（京都府宇治市）にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域にお住まいの方は、交通費の実費が必要となります。
なお、自動車等の公共交通機関以外を使用した場合の交通費は、次の額となります。

- | | |
|---|-------------|
| <input type="checkbox"/> (1) 往復 10km 未満 | 220 円 (税込み) |
| <input type="checkbox"/> (2) 往復 10km 以上 20km 未満 | 330 円 (税込み) |
| <input type="checkbox"/> (3) 往復 20km 以上 30km 未満 | 440 円 (税込み) |
| <input type="checkbox"/> (4) 往復 30km 以上 | 550 円 (税込み) |

なお、距離測定は通常実施地域を超えた地点から訪問先までとする。

■その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者様の負担となります。

■キャンセル料

利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日までに連絡があった場合	無 料
利用日の前日までに連絡がなかった場合	1 提供当たりの料金の 100%

■利用料等のお支払方法 xx

毎月、20日までに前月分の請求をいたしますので、末日までに下記口座に振り込んで下さい。領収書が必要な場合はご相談ください。

現金支払い等支払い方法については、ご相談ください。

銀行	支店
普通預金口座	
口座名義	

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員等が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある要介護者（要支援者）（以下「利用者」という。）に対し、適正な訪問看護（介護予防訪問看護）サービスを提供することを目的とする。

(2) 運営方針

- 1 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 指定訪問看護事業所の従業者は、利用者が要介護状態となった場合においても、その

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮し、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

- 3 指定介護予防訪問看護事業所の従業者は、利用者が要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮し、その療養生活を支援し、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 前5項のほか、「介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」（平成24年京都府条例第27号）及び「介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」（平成24年京都府条例第28号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 苦情等相談窓口について

提供したサービス内容等について、相談や苦情を受け付けるための窓口を下表のとおり設置します。

当事業所 相談窓口	窓口責任者 受付時間 9:00～18:00 連絡先 電話 0774-48-5005 FAX 0774-48-5006 面接（当事業所1階相談室） 苦情箱 当事業所玄関に設置
宇治市健康福祉部介護保険課	受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15 電話番号：0774-20-8731
京都府国民健康保険団体連合会	受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 電話番号：075-354-9090

7 緊急時等における対応方法

サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じ、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

8 事故発生時等における対応方法

利用者に対する訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあつては地域包括支援センター）、市町村及び京都府等に報告するものとする。

9 個人情報の保護及び秘密の保持について

利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

10 サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

11 第三者評価の実施状況

未実施

■緊急時等連絡先

緊急時連絡先 (家族等)	氏名 (続柄)	()
	住 所	
	電話番号 (携帯電話)	

主治医	病院 (診療所) 名	
	所在地	
	氏 名	
	電話番号	

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、訪問看護（介護予防訪問看護）のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

年月日： 令和 年 月 日

事業者 所在地 京都府宇治市伊勢田町若林57-3
 事業者（法人）名 合同会社L I F E
 事業所名 訪問看護ステーションL I F E
 事業所番号 2661290318
 代表者名 山下 政馬 ⑩

説明者 職 名・氏 名 ⑩

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

年月日： 令和 年 月 日

利用者本人 住 所
 氏 名 ⑩

(署名・法定) 代理人 住 所
 氏 名 ⑩
 続 柄